

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館
総合案内ボランティアスタッフ登録要領

令和6年2月29日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、こどもみらい館の総合案内ボランティアスタッフ（以下「スタッフ」という。）について必要な事項を定める。

(募集及び応募資格)

第2条 総合案内ボランティアスタッフが適切な登録者数を下回ると見込まれるときは、必要に応じてスタッフを募集する。その場合、詳細については、別に定める。

2 スタッフに応募しようとする者は、こども元気ランドボランティアスタッフ、図書館ボランティアスタッフ又は読み聞かせボランティアスタッフとして活動している者で、その登録の日から3年が経過した者でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、スタッフに応募できない。

(1) ボランティア活動中に、営利活動、勧誘を伴う活動、政治的・宗教的活動、またはこれらに類する行為を行う恐れがある者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 過去に性犯罪・性暴力を犯した者

(研修)

第3条 前条第2項に規定する者を対象としてスタッフとしての活動に必要な知識等の習得のため、研修を実施する。

(登録)

第4条 前条に規定する研修を履修し、かつスタッフとしての活動に支障がないと認める者をスタッフとして登録する。

2 前項の規定によりスタッフとして登録した者には、登録証の交付、名札及びエプロンの貸与を行う。

3 登録期間は、第1項に規定する登録の日から5年が経過した後の最初の3月31日までとし、1回に限り更新できるものとする。ただし、適切な登録者数や活動状況などを考慮し、更新しない場合がある。

4 更新後の期間は、更新の日が属する年度の4月1日から起算して5年間とする。

5 第8条に規定するボランティア保険への加入後でなければ登録できないものとする。

(活動)

第5条 スタッフは、次に掲げる活動を行う。

(1) 来館者に対してこどもみらい館の施設や事業その他について案内を行う。

(2) 来館者の行動に目を配り、安全に施設を利用できるように見守る。

2 活動時間は、「9時30分～12時」、「12時～14時30分」、「14時30分～17時」の3区分とし、活動回数は、1日に1回を限度とする。

- 3 活動中は、貸与した名札及びエプロンを着用し、清潔な身だしなみを心掛けるとともに、事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。
- 4 ボランティア活動時間中に、営利活動、勧誘を伴う活動、政治的・宗教的活動またはこれらに類する行為を行ってはならない。
- 5 毎回の活動終了後、日誌を提出しなければならない。
- 6 活動日時に活動できない場合は、速やかに連絡しなければならない。

(活動の休止)

第6条 月1回以上の継続的な活動が困難となった場合は、理由及び期間を申し出て承認を得ることによって、最大12月の間活動を休止することができる。

(登録の終了)

第7条 スタッフの登録期間が終了したときは、速やかに登録証、名札及びエプロンを返却しなければならない。

- 2 スタッフが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を終了させることができる。
 - (1) 活動を継続できない旨の申し出があったとき
 - (2) 申し出なく活動を欠席することが5回を超えたとき
 - (3) 適正や品格を著しく欠いていると認められるとき
 - (4) 拘禁刑以上の刑に係る犯罪又は性犯罪・性暴力を犯したと認められるとき

(保険等)

第8条 スタッフは、京都市長を保険契約者とするボランティア保険に加入するものとし、保険料はこどもみらい館が負担する。スタッフが活動により被った損害や賠償責任にかかる補償は、当該保険の適用範囲内とする。

- 2 活動費として1回の活動につき「図書カード500円券」を1枚交付する。

(守秘義務)

第9条 スタッフは、活動により知り得た情報を他人に漏洩してはならない。登録期間の終了後も同様とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要領の施行に必要な準備行為は、施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 令和5年度までに登録した子育て支援ボランティアのうち、本要領による登録者への移行を希望する者について、その登録期間は、旧要綱で定めた範囲において個別に定めることとする。

附則 (令和8年3月4日決定)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。